

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

告 示

- 県営土地改良事業変更計画の縦覧（二件）
（農村振興課） 一
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（区域内特定養殖業者）
（水産林政総務課） 一
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧（二件）
（都市計画課） 二
- 開発行為に関する工事の完了
（建築宅地課） 二
- 教育委員会定例会の開催
教育委員会 三
- 正 誤 三
- 宮城県公報第四一四〇号（昭和三十年五月十八日付け）中 三

告 示

○宮城県告示第八百七十三号
県営高城地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和三年十二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年十二月十四日から令和四年一月十八日まで

三 縦覧場所

色麻町役場及び加美町役場

○宮城県告示第八百七十四号

県営川前四地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和三年十二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年十二月十四日から令和四年一月十八日まで

三 縦覧場所

東松島市役所本庁舎及び鳴瀬庁舎

○宮城県告示第八百七十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和三年十二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	区域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
--------	----	------------	------------	--------	------------

宮城県第百一加入区	平成十九年宮城県告示第百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業に係る加入区の設定)で告示された宮城県漁業協同組合の雄勝支所及び雄勝の地区の小島及び沼尻の区域	令和三年十一月三十日	石巻市雄勝町小島字和田七の十四 佐藤一 石巻市雄勝町明神字沼尻二十三の英法 阿久津	漁業災害補償法施行令(昭和三十一年政令第二百九十九号)第十八条の四に規定するほたて貝等養殖業	二人
-----------	------------------------------------------------------------------------------	------------	----------------------------------------------------	------------------------------------------------	----

○宮城県告示第八百七十六号

丸森町から仙南広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和三年十二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙南広域都市計画下水道

2 名称

丸森町流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第八百七十七号

加美町から大崎広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和三年十二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

大崎広域都市計画道路

2 名称

三・五・百五号 矢越赤塚線

三・五・百六号 城内一本杉線

三・五・百八号 町裏公園線

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

公 告

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年十二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

名取市下増田字屋敷百十五番二、百十五番七の
一部、百三十五番五の一部、百三十七番二の一部、
百三十九番、百四十一番、百四十一番一、百四十二番一、
百四十二番二、百四十四番、百四十五番一、百四十六番一、
百四十七番、百四十八番一、百四十八番二、百四十八番三、
百四十八番五、百四十九番一、百四十九番二、百四十九番三、
百五十番一、百五十番四、百五十一番一、百五十一番二、
百五十二番一、百五十二番三、百五十二番五、百五十二番六、
百五十三番一、百五十三番二、百五十四番一、百五十四番三、
百五十四番四、百五十四番五、百五十五番一、百五十五番二、
百五十五番三、百五十六番、百五十七番一、百五十七番二、
百五十七番三、百五十七番四、百五十七番五、百五十八番一、
百五十八番二、百五十九番、百六十番、百六十九番一の
一部、百六十九番二の一部、百六十九番三、百六十九番五、
百七十番一、百七十番二、百七十番三、百七十番四、百七十番五、
百七十番六、百七十番七、百七十番八、百七十番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

九、百七十番十、百七十一番、百七十三番一、百七十三番二、百七十四番一、百七十四番二の一部、百七十七番一、百七十七番七、百七十七番八、百七十七番九、百七十七番十、百八十一番、百八十二番、百八十三番、百八十四番一、百八十五番、百八十五番二

名取市

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十七号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和三年十二月十四日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

一 日 時 令和三年十二月二十日 午後一時三十分

二 場 所 第一会議室

三 事 件

第一号議案 教育財産管理規則の一部改正について

第二号議案 県立高等学校将来構想審議会委員の人事について

第三号議案 職員の仕事について

第四号議案 令和五年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について

第五号議案 指定管理者の指定について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県教育庁総務課総務班(電話〇二二-二二二-三六一)

正 誤

○宮城県公報第四一四〇号(昭和三十年五月十八日付け)中

ページ 段 行 正

七 下 二 四 各伏図 校舎

四 各伏図、校舎 誤